

海外新着情報

2012 年

News Index

- * 2012.11.15 **モントセラト** : 新商標法の施行
- * 2012.10.31 **ニュージーランド** : マドプロ加盟
- * 2012.8.10 **フィリピン** : マドプロ加盟
- * 2012.5.23 **コロンビア** : 商標法条約(TLT)への加入
- * 2012.2.3 **韓国** : 商標法の改正

○2012.11.15 モントセラト 新商標法の施行

カリブ海の英領モントセラト島では、2012 年 11 月 1 日より、新商標法が施行されました。

この新たな商標法の下では、モントセラト島独自の出願に基づく登録と、イギリス登録の拡張に基づく登録を認める「2ルート登録制度」は維持しつつも、モントセラト島独自の出願については以下の改正点が適用されることとなります。

1. サービスマーク登録制度の導入
2. 団体商標、証明商標、シリーズ商標の登録制度の導入
3. ニース国際分類第 10 版の採用(※英国分類(50 区分)からの切り替え)
4. ライセンス登録制度の導入
5. 存続期間が 14 年から 10 年に変更

なお、本改正法の施行に併せて、庁手数料も値上がりとなったようです。

○2012.10.31 ニュージーランド マドプロ加盟

ニュージーランドが、マドリッド協定議定書(以下、マドプロ)への加入書を 2012 年 9 月 10 日に WIPO 事務局長に寄託し、2012 年 12 月 10 日より効力を生じることとなりました。これにより、我が国からもニュージーランドを指定国としたマドプロ出願が可能となります(ただし、現在のところ一部の地域(トケラウ諸島)には、加盟の効力は及ばないようです)。ニュージーランドのマドプロ加盟により、マドプロ加盟国は全 87 ヶ国となります。

なお、マドプロ加盟に伴って、ニュージーランド国内の商標規則改正も予定されており、現行の商標制度にも一部変更が生じるようです。たとえば、出願、更新、異議申立等の手数料の値上げが予定されています。

このように、マドプロ加盟国は順調にその数を増やしているところですが、最近ではタイでもマドプロ加盟を進めることが、議会で可決されたようです。マドプロ施行のためには、商標法の改正の議会での承認が必要ですが、2012年10月25日現在、すでに改正案が起草され検討中とのことです。

タイ政府は、2015年のマドプロ加盟を表明しておりますが、議会の承認を得たことで、予定より早い2014年までの加盟の見込みも出てきました。タイのマドプロ加盟の道が開かれ、多区分出願が可能になることが期待されます。

○2012.8.10 フィリピン マドプロ加盟

フィリピンが、マドリッド協定議定書(以下、マドプロ)に加盟し、2012年7月25日から効力が発生しました。これにより、現在、我が国からもフィリピンを指定国としたマドプロ出願が可能となっています。なお、フィリピンに続いてコロンビアもマドプロに加盟(2012年8月29日効力発生)しており、マドプロ加盟国は全86ヶ国となりました。

フィリピンに通常の商標出願を行なった場合、所定の時期に使用宣誓書等を提出することが必要となっておりますが、フィリピンを指定国としたマドプロ出願を行なった場合に、これがどのように取り扱われるかが気になるところです。

この点、WIPOのウェブサイト等ではまだ公表されていないようですが、フィリピン知的財産局ウェブサイトの情報によれば、フィリピンを指定国とするマドプロ出願についても通常のフィリピン出願と同様の手続が必要であり、国際登録の名義人は、国際登録の日から3年以内(6カ月の期間延長可)並びに国際登録日および国際登録更新日の5年目に該当する日から1年以内に、直接フィリピン知的財産局に使用宣誓書等を提出する必要があるようです。また、上記の期間内に使用宣誓書等が提出されない場合は、フィリピン知的財産局により登録が取り消され、その旨が国際事務局に通知されるということです。(これらの手続につきましては、詳細な情報が判明し次第、追ってお知らせいたします。)

なお、効力発生日である2012年7月25日には、12件のマドプロ出願がフィリピン知的財産局に受理されており、一方、フィリピンからのマドプロを利用した出願件数は、計82件になったことがフィリピン知的財産局のウェブサイトにおいて公表されています。

○2012.5. 23 コロンビア 商標法条約(TLT)への加入

コロンビアは、2012年4月13日より、商標法条約(TLT)に加入することになりました。
この結果、現行の商標制度について以下のような変更が生じております。

1. 多区分出願が可能となりました。

これにより、1の出願で複数の区分に渡る指定商品及び指定役務を記載することが可能です。

2. 多区分出願が可能となった結果、出願分割を行なうことも可能となりました。

出願分割の手続は、異議申立期間を除き、いつでも可能です。これにより、一部の区分に拒絶理由がある場合や、異議申立てがなされた場合、出願人の便宜が図られます。

なお、分割手続は、登録後も認められます。

3. 原則として、出願時に必要となる委任状について公証認証・領事認証を受けることが不要となりました。また、一度提出した委任状を、他のケースで援用することも可能となります。

以上の制度変更により、手続の簡素化、費用の節減が期待でき、我が国からコロンビアへ商標出願を行なう際の利便性も向上すると考えられるでしょう。

○2012.2. 3 韓国 商標法の改正

韓国と米国によって批准された自由貿易協定(FTA)の発効に合わせて、韓国商標法が改正されます。施行日は、FTAの発効日となり、主な改正内容は以下の通りです。

1. 音の商標、香りの商標が保護対象に追加

いわゆる「非伝統的商標」の一種である、「音の商標」と「香りの商標」が、保護対象として認められることとなります。音の商標の商標見本については、MP3形式などの電子ファイルで特定し、視覚的表現による説明を記載することが必要です。また、香りの商標の見本については、液状形態で容器に詰めることで特定し、香りに関する説明を記載することが必要となります。

2. 証明標章の導入

商品や役務の品質・原産地・生産方法等の特性を証明する証明標章の制度が導入されます。証明標章と認められるためには、出願人の定款及び証明・管理能力を立証できる書類の提出が必要となります。

3. 専用使用権の登録義務の廃止

従来は、我が国と同様、専用使用権は登録が効力発生要件となっていましたが、改正後は第三者対抗要件に変更となります。

4. 秘密保持制度の導入

商標権損害訴訟において、当事者の有する営業秘密についての秘密保持命令制度が導入されます。

5. その他

その他、我が国と同様、ニース国際分類第 10 版の採用に併せて、多数の商品・役務の分類や名称が変更・追加となります(45 ものアイテムについて分類が変わるとのこと)。

また、特許庁の手数料も 2012 年 4 月 1 日より改定となり、商標出願・登録の際、1 区分あたりの指定商品・指定役務が 20 を超える場合は、1 アイテムにつき 2,000 ウォンの追加手数料が必要となります(※更新登録にも適用されます。)

その他にも審査基準等の改正もあり、今後、韓国へ商標出願を行なう際には、注意が必要となりそうです。